

令和8年度(2026年度)熊本県診療所(医科)及び訪問看護ステーション  
賃上げ・物価支援事業補助金

1 補助対象

(1)賃上げ支援事業

県内の有床診療所(医科)、無床診療所(医科)及び訪問看護ステーションのうち、健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、かつ令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績を有する施設であって以下のア又はイを満たす施設

ア 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料(※)を届け出ている施設。

イ 医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行う職員のための医療機関等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設。

(※)「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「入院ベースアップ評価料(医科)」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

(2)物価支援事業

県内の有床診療所(医科)、無床診療所(医科)とする。

ただし、令和8年1月1日において廃院・廃止している場合(本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。)は交付対象外とする。

2 基準額及び補助対象となる経費

(1)賃上げ支援事業

(有床診療所:医科)	対象経費
使用許可病床数×7万2千円 (使用許可病床数※が2床以下の場合は1施設×15万円を支給する。)	対象職員の処遇改善に対応するために要する経費
(無床診療所:医科)	対象経費
1施設×15万円	対象職員の処遇改善に対応するために要する経費
(訪問看護ステーション)	対象経費
1施設×22万8千円	対象職員の処遇改善に対応するために要する経費

(2)物価支援事業

(有床診療所:医科)	対象経費
使用許可病床数×1万3千円 (使用許可病床数※が13床以下の場合は1施設×17万円を支給する。)	物価上昇に対応するために要する経費
(無床診療所:医科)	対象経費
1施設×17万円	物価上昇に対応するために要する経費

裏面に続く

### 3 申請受付期間

令和8年(2026年)4月10日(金)~5月29日(金) <必着>

### 4 申請方法

原則、**電子申請(WEB)フォームでの申請**とします。

▶申請方法等についての詳細はこちら

[専用サイト\(https://kumamoto-iryosubsidy.jp\)](https://kumamoto-iryosubsidy.jp)

上記サイト QR コードはこちら →



熊本県ホームページ( <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/261328.html> )  
へも掲載しています。

※WEB申請ができない環境の場合は、下記にお問い合わせください。

### 5 留意事項

- ・交付申請書の入力に誤りがある場合、補助金を交付できないことがありますので、交付申請書の入力後は、必ず入力内容の御確認をお願いします。
- ・その他、詳細は上記専用サイト及び熊本県ホームページを御確認ください。

#### 【お問合せ先】

令和8年度熊本県診療所(医科)及び訪問看護ステーション  
賃上げ・物価支援事業補助金受付事務局

〒860-0801

熊本市中央区安政町6-5  
(株)日専連ファイナンス内

電話番号:096-326-7100

電話受付時間/平日 9:00~17:00※土日祝日を除く